○厚生労働省告示第十四号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第十二条第一項の規定に基づき、次の健康保険組合の設立を認可したので、健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第二条第一項の規定により告示する。

平成二十九年一月十六日

厚生労働大臣臨時代理
国務大臣　金田　勝年

一　健康保険組合の名称　日本赤十字社健康保険組合
二　事務所の所在地　東京都港区芝大門一丁目一番三号
三　設立事業所の名称及び所在地　日本赤十字社　東京都港区　外百四十一事業所
四　認可の年月日　平成二十八年九月十三日

○厚生労働省告示第十五号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第十六条第二項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる健康保険組合の名称を同表の下欄に掲げる名称に変更することに係る規約の変更を認可したので、健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第二条第二項の規定により告示する。

平成二十九年一月十六日

厚生労働大臣臨時代理
国務大臣　金田　勝年

変更前の名称	変更後の名称	変更年月日
大阪機工健康保険組合	ＯＫＫ健康保険組合	平成二十九年一月一日

○厚生労働省告示第十六号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第十六条第三項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる健康保険組合の同表の中欄に掲げる場所における従たる事務所を同表の下欄に掲げる日をもって廃止することに係る規約の変更の届出を受理したので、健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第二条第二項の規定により告示する。

平成二十九年一月十六日

厚生労働大臣臨時代理
国務大臣　金田　勝年

健康保険組合名	所在地	廃止年月日
ブリヂストン健康保険組合	福岡県久留米市京町百五番地	平成二十八年九月一日
ホンダ健康保険組合	三重県鈴鹿市平田町千九百七番地	平成二十八年十一月一日

○厚生労働省告示第十七号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第十六条第三項の規定に基づき、次の表の第一欄に掲げる健康保険組合の同表の第三欄に掲げる事務所の所在地を同表の第五欄に掲げる日をもって同表の第四欄に掲げる所在地に変更することに係る規約の変更の届出を受理したので、健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第二条第二項の規定により告示する。

平成二十九年一月十六日

厚生労働大臣臨時代理
国務大臣　金田　勝年

健康保険組合名	事務所区分	変更前の所在地	変更後の所在地	変更年月日
三菱ＵＦＪ証券グループ健康保険組合	主たる事務所	東京都文京区目白台三丁目二十九番二十号	東京都千代田区大手町一丁目九番二号	平成二十八年五月二十三日
シナネン健康保険組合	主たる事務所	東京都港区海岸一丁目四番二十二号	東京都港区海岸一丁目六番一号イトーピア浜離宮千三百十号室	平成二十八年六月一日
協和発酵キリン健康保険組合	主たる事務所	東京都千代田区大手町一丁目六番一号	東京都中央区日本橋箱崎町三十六番の二号	平成二十八年七月十九日
トヨタ関連部品健康保険組合	主たる事務所	愛知県豊田市トヨタ町五百三十番一	愛知県豊田市若宮町二丁目六十六番地豊田グランドビル二Ｆ	平成二十八年八月二十二日
近畿日本ツーリスト健康保険組合	主たる事務所	東京都千代田区東神田一丁目七番八号東神田フコク生命ビル三階	東京都千代田区東神田一丁目七番八号	平成二十八年九月一日
シャープ健康保険組合	主たる事務所	大阪府大阪市阿倍野区長池町二十二番二十二号	大阪府大阪市阿倍野区西田辺町一丁目十九番二十号	平成二十八年九月十二日
徳洲会健康保険組合	主たる事務所	大阪府大阪市北区梅田一丁目三番一号大阪駅前第一ビル十階	大阪府大阪市北区梅田一丁目三番一号大阪駅前第一ビル九階	平成二十八年九月二十六日
特種東海健康保険組合	主たる事務所	静岡県静岡市駿河区南町十八番一号	静岡県島田市向島町四千三百七十九番地	平成二十八年十月一日
エヌ・ティ・ティ・データ・ジェトロニクス健康保険組合	主たる事務所	東京都港区西新橋三丁目二十三番六号第一白川ビル五階Ｄ室	神奈川県川崎市川崎区日進町一番地十四キューブ川崎七階	平成二十八年十月二十二日

○農林水産省告示第六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年一月十六日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　兵庫県篠山市福井字森脇二四二から二四九まで
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字森脇二四二・二四九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び篠山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年一月十六日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　兵庫県丹波市氷上町香良字イリズミ二一〇五の二
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県庁及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。）